

# 第2章 復旧体制と活動

## 非常配備体制および災害対策本部

この章では、仙台市ガス局と一般社団法人日本ガス協会（以下 JGA。震災当時は社団法人）、ガス事業者およびその関連事業者がどのように復旧活動に取り組んだのかを、領域別に報告する。

仙台市ガス局では、「仙台市ガス局災害対策要綱」（平成 13 年 5 月 11 日管理者決裁）によって、災害応急対策等が定められている。災害発生時には、直ちに災害対策本部が設置され、管理者が「災害対策本部長」として、災害対策本部のすべての事務を総括し、職員を指揮監督する。

要綱では、災害の規模に応じて「第一配備」から「第三配備」まで 3 段階の配備基準が事前に決められており、東日本大震災では、そのうち最も激甚な災害に対するものである「第三配備」となった。第三配備とは、「ア 事業区域で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき」「イ その他管理者が必要と認めるとき」とられる体制である。

震災発生後、直ちに第三配備が敷かれ、本部長の指示により、15 時 50 分に第 1 回の災害対策本部会議が開かれた。会議の中で、第二導管修繕班長から、E2（大和町から東）、C1（幸町から北）、N1（岩切から鶴が丘）の 3 カ所の単位ブロックについて、第一次

緊急停止を実施したとの報告がなされた。

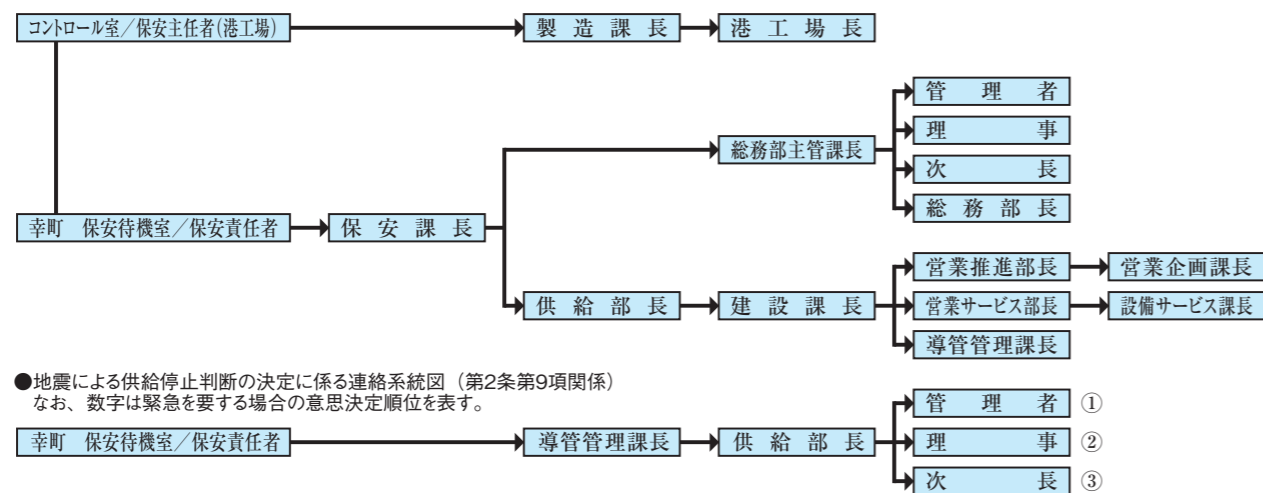
その後、港工場が津波により冠水したとの情報が入り、ガス製造が不可能と判断されたため、会議の中で都市ガスの「全面供給停止」が決定された。

この事態を受けて JGA は「先遣隊」を編成し、仙台へ派遣することを決定した。その後、復旧作業の段階に応じて「閉栓隊」「修繕隊」「開栓隊」を派遣し、仙台市ガス局と一体となって復旧に尽力した。

3 月 11 日の全面供給停止から 4 月 16 日の被害の大きい沿岸部等を除いた全面復旧まで、1 カ月余りにわたってガスの使えない不便な暮らしをお客さまに強いてしまったことは重い事実である。半面、これほどの激甚災害にもかかわらず、31 万戸を超えるお客さまへの供給再開が、25 日間という過去に例を見ない短期間で成し遂げられたことは、会社の垣根を越えオールジャパン体制で復旧に当たったガス事業者の行動力とチームワークの強固さを改めて証明する格好となった。

ここでは、まず復旧活動を推進した組織と体制を示し、次節以降の復旧活動報告を理解するための一助としたい。

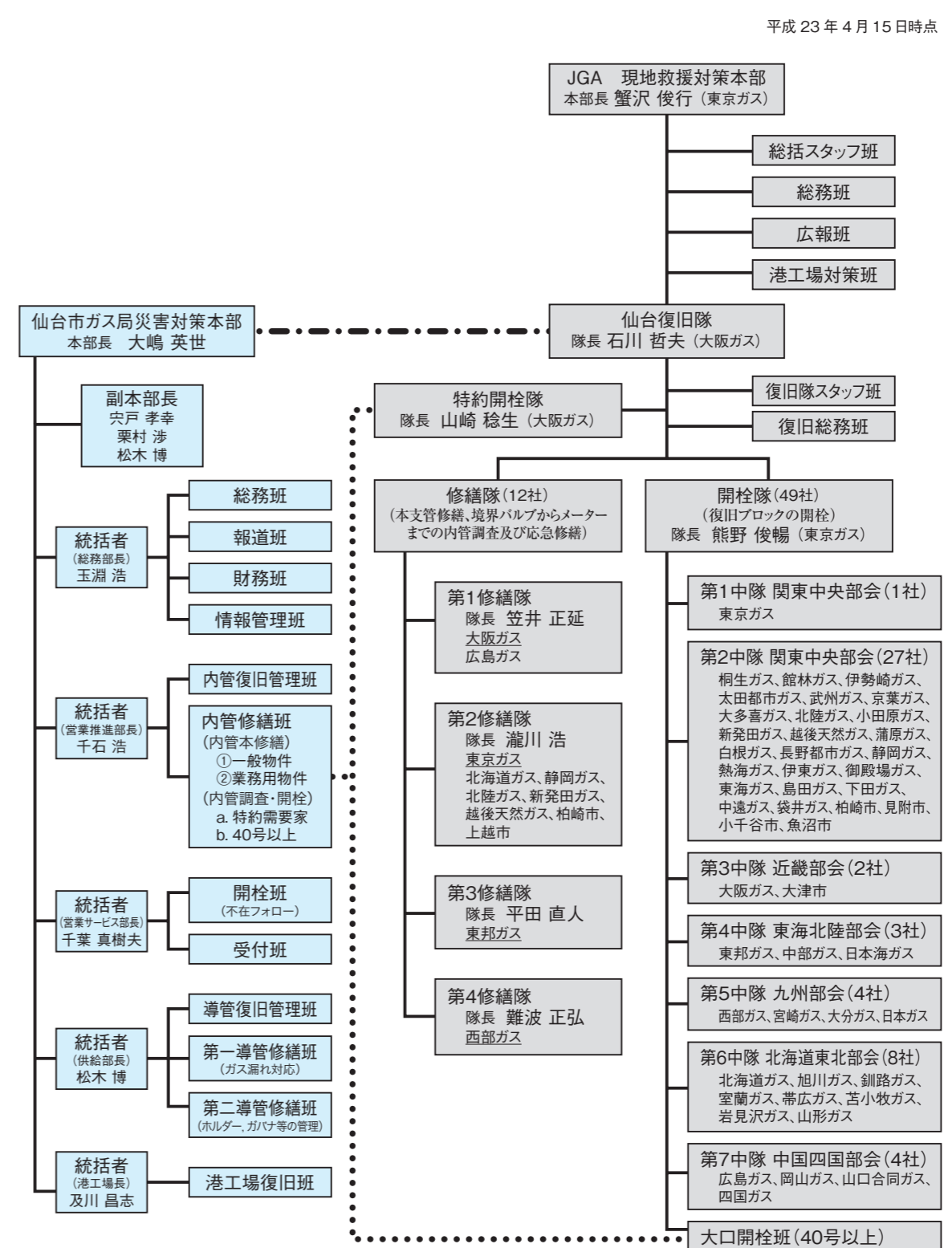
■災害連絡系統図



●地震による供給停止判断の決定に係る連絡系統図(第2条第9項関係)  
なお、数字は緊急を要する場合の意思決定順位を表す。

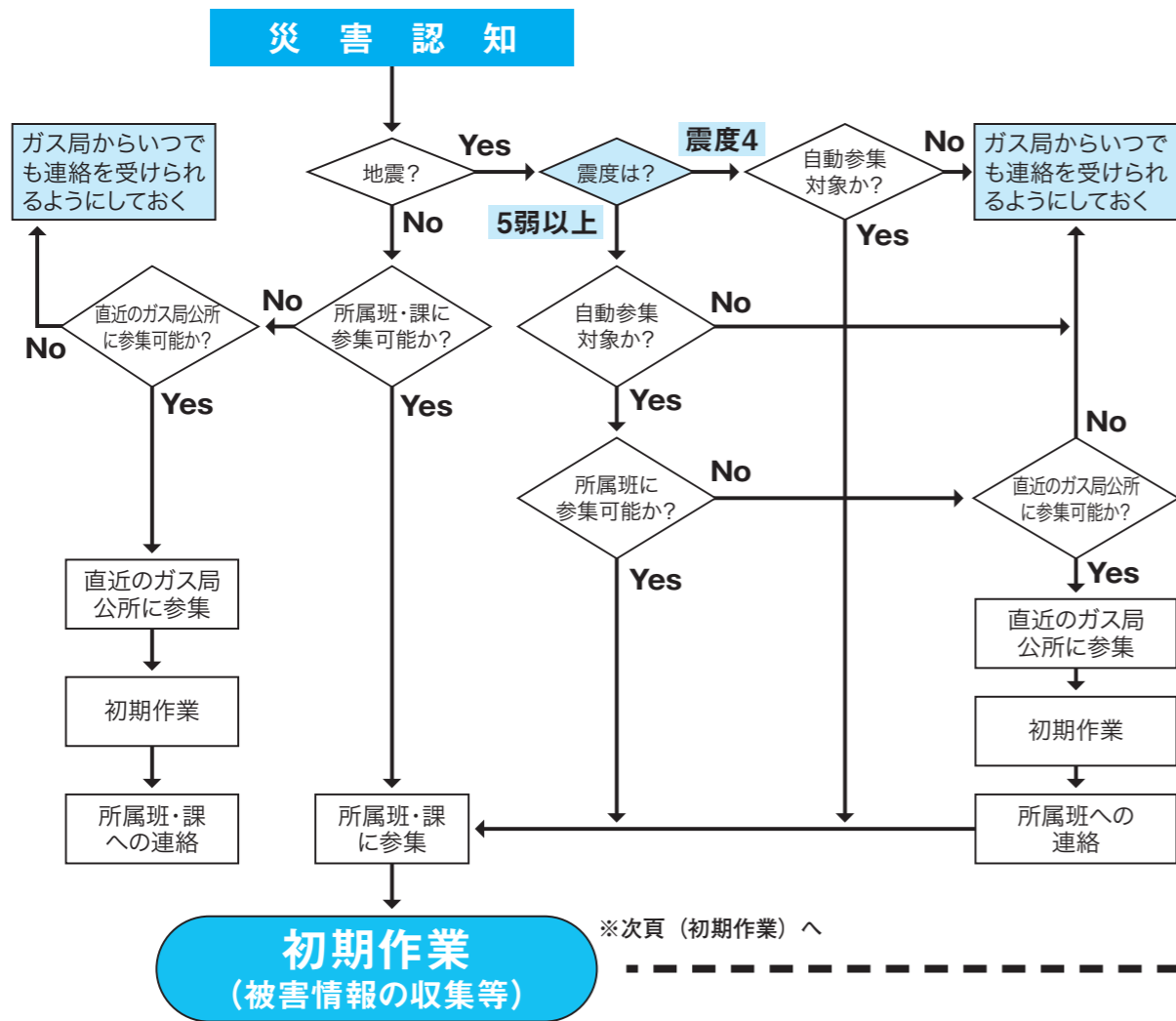
▲災害時に配備体制を特定し災害対策本部を設置するためには、災害状況の認知と連絡が必要である。仙台市ガス局では、港工場コントロール室と幸町庁舎保安待機室の2部署が災害状況の認知を担当し、災害発生時にはこのようなルートで事態を伝達している。

■仙台市ガス局およびJGAの対策本部組織表

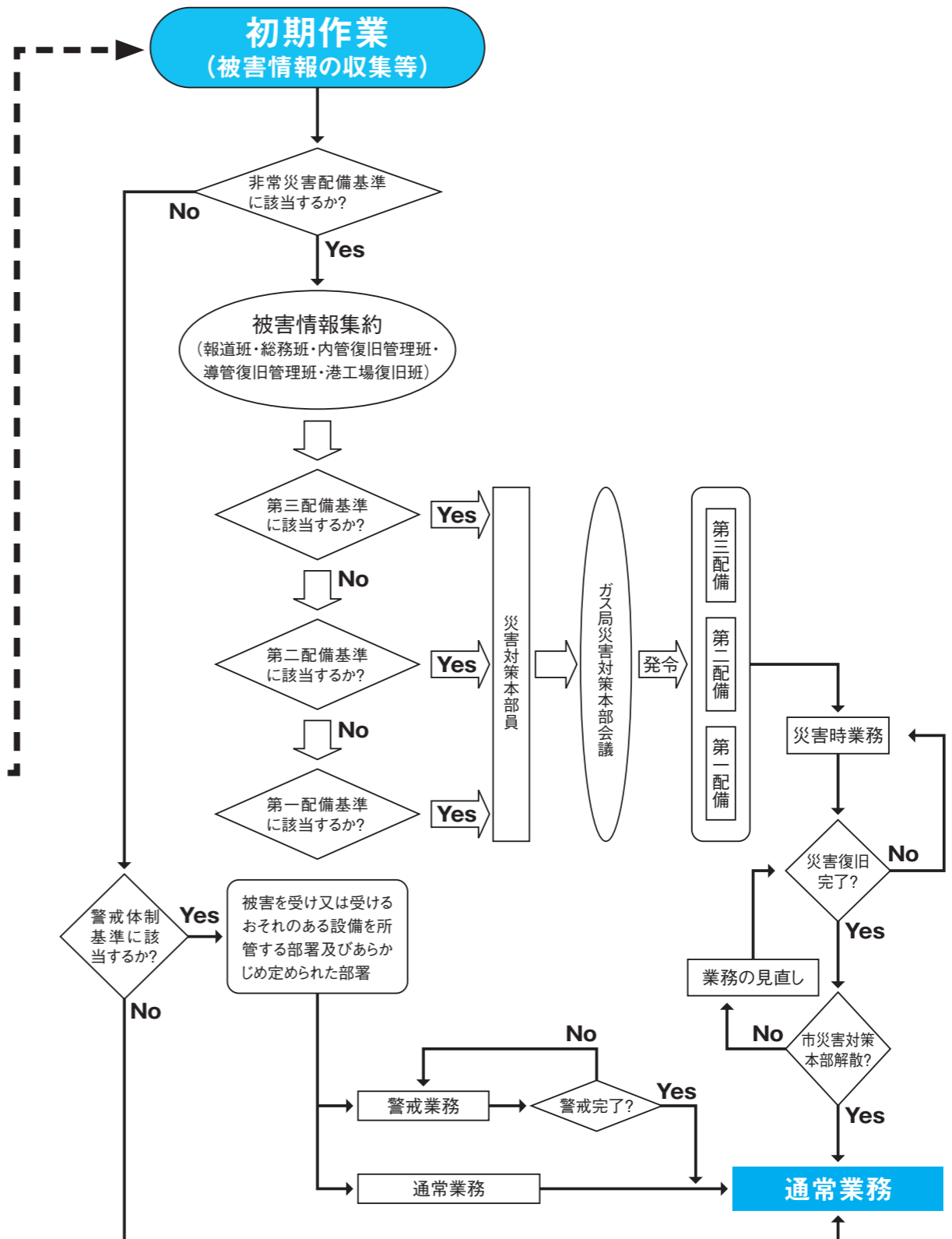


▲仙台市ガス局は、「仙台市ガス局災害対策要綱」にあらかじめ定められた班組織で復旧に当たった。全国から駆け付けたガス事業者は、JGA 現地救援対策本部によって各隊に振り分けられた。各隊では東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、北海道ガス、広島ガス等大手事業者がリーダーとなって、「混成部隊」を指揮した。

■災害認知から復旧作業、通常業務までの流れ



※次頁 (初期作業) へ



**非常配備の基準** (「仙台市ガス局災害対策要綱」より)

- 6 前項の非常配備の基準は、次の各号に定めるとおりとし、組織及び配備された職員の任務は、別表に定める。
- (1) 第一配備 次のアからオまでに掲げる事態のいずれかが発生したとき
    - ア 事業区域（簡易ガスの供給地点を含む。以下同じ。）内で震度5弱の地震が観測されたとき
    - イ 宮城県沿岸部に大津波警報が発令されたとき
    - ウ 大雨、洪水、暴風雨等により、ガス工作物に災害が発生し、かつ、拡大が予想されるとき
    - エ ガス工作物に火災、爆発その他の災害が発生し、かつ、拡大が予想されるとき
    - オ その他管理者が必要と認めるとき
  - (2) 第二配備 次のアからウまでに掲げる事態のいずれかが発生したとき
    - ア 事業区域で震度5強の地震が観測されたとき
    - イ 大雨、洪水、暴風雨等により、ガス工作物に広範囲で災害が発生し、更に拡大するおそれのあるとき
    - ウ その他管理者が必要と認めるとき
  - (3) 第三配備 次のア又はイに掲げる事態が発生したとき
    - ア 事業区域で震度6弱以上の地震が観測されたとき
    - イ その他管理者が必要と認めるとき

▲災害の発生から認知、対策本部の設置、職員の集結、復旧活動、そして通常業務への復帰という一連の災害対策活動は、「仙台市ガス局災害対策要綱」に定められている。東日本大震災においても基本的にこの流れは守られ、被災の直後から組織だった復旧活動を遂行することができた。